# 遺老物語

見聞集書出

甲陽軍鑑と号する書出来諸人賞翫（モテアソヒ）し給ひぬ愚老ほのかにあま
ねく此文を披見するに武田信玄一生涯を記し其上天下の
弓矢を沙汰しさて鎌倉の公方持氏公御滅亡ある上杉と
北条氏康戦ひのことを記したり予は武州の住人寛永年中
まで存命七十有余歳此弓矢の沙汰を見聞つらく思ひ
出し侍り又愚老わかくして北条家九代の被官也関東
二百年来のこと語りおかれし弓矢ある時は古老の物語ると
聞けるに見へされハ甲陽軍鑑にハ持氏公御生涯以後
源ハ両上杉うへこねもしと知らり御不首尾とうたしめたまり
逆威をふるはるる故に終に北条氏康と武州河越の夜
軍に両上杉討負滅亡す是ひとへに主君をあなとるは罰と

記す此儀皆違せり持氏公と両上杉の時代なりしを上
公方の御職盡ハ氏康河越の軍百余年以前之此甲陽記
ハ信玄ら矢の威勢後侍武篇の手柄を世上へ云広めん
ため味方を清らし敵方を作言す其上他家のこと共も
及び虚実の差跡ても行きまへず年号を記すと云も年数
前後をとりかへず和言とくらへ皆いつはりを記しあり両
又浄心入道ヵ書る北條記ニ持氏公両上杉の御沙汰あり
皆両九大きにおゐて違せり此虚実末代ニ至て人浄論あるへし然
則朋友誠実ニ人疑心あらんヵ口傳すへし争（イカデ）いをたゝ
尾こぬへきことあらじといへとも先ハ鎌倉公方両上杉の
趣旨を一書ニ上て記し侍るものを以て虚説を正明
せらるへし

一 永享十一年己未二月十日持氏公御めつきやうハ鎌倉山内管領
上杉安房守憲実逆心によりてなし此を甲陽ニ氏康 河越合
戦の時節ニ記る百八年以前なれハさらりおとしてよ
ミ捨たり

一 享徳三年甲戌十二月廿七日 公方西御門成氏公鎌倉御所ニおゐ
て管領上杉右京亮憲忠を誅せらるゝによりて関東諸士
乱世となる其より治世ならす其後上杉の境ニ兵を発す 上杉
武蔵大輔顕定軍兵を率し後来て逆徒なとを追討し
鎌倉山内ニおゐて管領職なり又上杉持朝の御曹司
大夫定正ハ扇谷ニおゐて一味せり此両人の中不和ありて年久
戦ハあまりける所両上杉と云伝へり是れハ甲陽ニ両上杉と氏
康河越合戦の次第を記す此氏康軍ハ九十三年以後時

代におゐてハしかと某中にハ入らさるになるへし すへて年代記并
家系図と引合治定せらるへし

一 両上杉戦と伊勢新九郎氏茂後に北条早雲と号ス駿河
にありて少々以来の時節とよろしく延徳年中伊豆の国へ打
入定正ハ明応二年に病死也 早雲と終に戦の沙汰なし
早雲ハ同し三年にお(い)て相模へ打入三浦介義同（受杉陸奥守と改名同寸と）
戦ひあり是ハ顕定ハ越後にありて武州河越の城上杉朝良
と戦ひけり早雲と顕定と戦ひし事一度もなし古記に見へたり
顕定ハ越後信濃の堺長森原にて高梨子に討れ給ひぬ早
雲さへ両上杉をハかくのことし氏康父母未生以前の事也
本来の面目と甲陽軍鑑に記したりけるや

一 大永四年甲申正月十三日武州江戸に管領上杉修理大夫
朝興居城を北条氏綱攻おとし給ふ此合戦を当(?)小田原北条五代
記にある也

一 天文六年丁酉七月十一日管領上杉五郎朝定と小田原氏綱
武州河越の館において夜軍有り朝定討負滅亡し給ひぬ
此合戦を甲陽に両上杉と氏康夜軍と記す相違の事

一 同十五年丙午四月廿日持氏公五代の末孫晴氏古河の公方
晴氏管領上杉憲政と一味し武州河越の地において氏康
と合戦あり公方も憲政も討負退討せられぬ此を甲陽にハ両
上杉と氏康夜軍と記す是れハ五代以前の持氏公を跡の
公方に記し五代後の管領憲政を昔の両上杉に記し皆
以て事の相違なれハ信ニ以て伊勢平目向の妙語にてある
らす既に隆穏せらるゝハ人穀論すへし公方持氏四男公方

成氏成氏の長臣なる方　政氏　政氏の長子なる方　基氏基氏の
長男明氏氏まで五代なり　所領上杉五代は右に記し侍る甲陽
記に作者も矢の威光あげて　盡しがたしといへども　侍とも
武篇の手柄まぎらはしかりぬることを写し侍る

一甲陽九巻天文十二年三月九日信州せざハ合戦ハ辰刻はじまり
未の刻おはる　此日九度戦れあり　原美濃守ハ一人して首十一
討取此内さいはいをもちて手おひけるを首二つ鑓刀疵六十ケ所負と
いへども甲国に帰陣まてこと此軍と聞ひなんして云く首
十一もとしかれいかにも一日の内に六十ケ所手負ひにて死せざるハ
敵方ハ皆なまり刀をさしあるやされども貞観政要に鉛刀
の一割といへるなれハ六十ケ所の内ハ一刀されさらん不
足ん

一九巻信州上田原合戦ハ天文十五年十二月三日敵ハ村上方諸武田
信虎ハ二十八まで合戦し信虎討死にて首数五千首帳に見えたりとぞ
村上方武田方の合戦に敵方の大手柄を記す皆此類なれハ
多し一つとあげて余を略し侍る二三人して首をとる
まことしからず

一十四巻なるあれハ備前守を長刀を持れハ壱人敵ハ二百人して
戦ハせ七八十人切ころし残る者ともを押ちらし其身ハ手をと
とつす甲府のきたるところ村上甲州侍けるげとてこ
らく手皆かくのあとし備前守か手柄をもて人の推たるに
あるべし是も手柄とすらず

一十八巻ニ志る備前守ハ信玄あへびの混文十五首十六とあ
此さいはい首七ツとこく村上さいはい首七ツ為り取する

右ニ氏康家中にてほまれある感状みつより上持たるものなりしに
あざけり見これより縫ひたる大刀をおのゝ身を害するにあり乞
や但早ゐハけなるが なりぬ四年牢人の内ニ氏康感状九つ取り
たるとや先ニ持て思ひあまり氏政いふ 十年上ゐにありて輝
虎と對陣のときより 敵方ニ長山釣閑斎とて聞し武者一騎
諸人にぬきんて 出切立の者なりと下知し 想門達者と旅
第借るをみて感し負り これを知るものハなきりしを
我家人ニせヾやと 従へれハ山角紀伊守申て云長山釣閑斎も
小田原へ參し以りおくひやくになりぬへしと申 氏政大ニ悦し
すこヾる清氣もあしくみへけれハ御前にこりする侍ども見
申こゝせひ部と無言す 氏政云それハ何故ぞと問 紀伊守
云他ニより寄ある者のごとく參集し 此家人ニ成といへとも

所譜代の者ニ先立て高名ありし者一人もなかりしハ古来の者
ありて新来者ニいひて前を以なさせ申へきや 長山釣閑斎を
當家へ参しめりなく病者とまをすへしと申其の時
氏政御悦ありく見へけり 小田原家の侍ともかゝる武篇をたし
なまさり甲州の原美濃守氏康の感状九つ有と記すハ虚
言也 既ニミきんハ信玄感状三十八通 太刀五十三ケ所也皆いつ
ありし 右ニ記す甲陽軍九巻ニ信州せさ六合戦ニ
原美濃守一日の内首十一九持刀きず一日の内ニ六十ケ所負
たりと記す 都合疵百十三ケ所と 甲陽軍記の目録にハ高
坂弾正合言ありて高坂弾正分別ちかふ事と自讃世ニ達
ありといへとも 此時ハ高坂弾正分別ちかひなり 首を捨て
十三ケ所と記すゆへハ 美濃守かたなきも成へきなれハ高坂

陽正無念言葉に迷ふといふへき乎

一 甲陽記に他国の弓矢をあざむき自国の手柄とさとは先を
可批判ものことなきにあらぶるか然とも先哲の劍法に人を
人があなどれは後又人に讓ぬと云り故又孟子に是れ人あなどれ
ばなりしあなどりて而後にあなどる国は必なのつから伐て後に
人是をうつとなくし是を合し愚老いふにあらねはかられどなのが
まねく心あるべし すへて武道は侍の常なれは利口は常に
がらし小身家の侍は我武勇を人に誇すれは却て辞し其
ほをわれといいまたは然に我満に出ては親る父母の中にも
武勇を見おとされしと家をあふぐには武士のなしとや然味方
對陣しさら後抱つくさまて敵に捷をあらせ志ゆくと吹なん
とすとも中にも義士八人に先立たらは方々に太刀打し強

負を吹せんとは然みむちうまけたち枝なとも先立者まて強と
ぬかりの荒言とたるきなかりとなとし武威とあらはとく
とも未た刀討をもなよそは其老の分限とや思われる跡に
まかふ人差のまゝよりく先をやせんと気をはりて先立者
あとなまとのふこさまゝは思かしはなる却て人にあなとられま
すこの境すこしき味ハるれは恥をかしきなし武士ハお
それとはし免てもいかんや道の上にて侍る者武篇の
廣言あるはなく病者のしそらるこそなるへし

一 甲陽記に武田家の弓矢かんなる然に勝もよと自滅し
天下に名をとる大将をかろしめあさむく下手の口きゝへ
なる敵之揚子ふ曰龍潜に口さらふ時ハいかりとかけなれ
龍天に飛んとするにおよんでハ手拝必計かるしと

いへるがごとし すべて敵味方の勇弱強様なくして妙
法におよびがたし 道理とひがことをわかず進む道理
に付きけん

一 永禄の比ほひ関東にて弓矢を取ておそれある大将 氏康 信玄
輝虎の武勇いづれおとりまさり有べからず 然れども此三将の
弓矢浅深の強弱をいふべし 公方御所被官 管領上杉の
家従公等之甚多 両関東諸侍 氏康旗下にぞくすといへども
此方上杉と世をあらそふ事を戦ひ悪く一味し 或時は輝虎に
くみし 相模大磯をあげて働 或時は信玄と一味し 小田原を
不酒匂（サカハ）まで働といへども 氏康武勇まさりければ やすくして
皆氏康旗下となる 古法に智をもって智とせず 勇をもって
勇とうつは両虎の相戦ふがごとし 故に智勇をもって智勇
を討べしとあれば 信玄輝虎は血氣の大将なりし いまに
おこりを持とし 我のかへりみなくして 氏康は両将の弓矢
のかゝきをうつして まもり智でおもしろく ひろ智勇をかくしても
敵を退治し おこる所を付てうちうち合戦をしたる智も勇も敵
にまさりて 討うけ先を 孫子曰 大智は智あらはれず 大勇は勇あら
はれずとかゝれし

一 甲陽に信玄弓矢の手柄と称すといへども 小国を持たる氏
康にあたりて ちらばよわき大将となり 小身なれば武道の手柄
を妙法せずとも 大国の主たる者 信玄をおそれつよき大将
のおほまんせめ世ようつし道なし

一 甲陽に伊豆の山中 相模の足柄 両城を信玄攻落すよし
記す 一年足柄の城代信玄にくみし逆臣すと云へども など

なく害せられぬ山中にハ若より城跡なくれハ虚言の噺
たり氏康信玄図を切て成説按ハ沼津うらはらき番
貫志下志師浜真鶴江ノ浦多飛口野以七ヶ所の浦里を
駿河海氏康持也故又駿河国中に長久保戸倉金泉頭志師浜
四ヶ城有信玄備模時代まて此駿河国を取へしといけい
の祝とすがんと一生浮影ひ竹そ果られたり

一甲陽記ニ元亀元年氏政舎弟助五郎同四郎両人を甲州へ
人質に渡すと虚言す其説按河り助五郎氏親ハ永
禄七年下総ニ於て国府台合戦ニおゐて一門之手多く以とも家
足ニぬきんて誉を得らる大将也同十二年信玄小田原へ働
のミぎりも助五郎先陣ニすゝミ甲相の境三増到下まて
進於す右の為合戦に伴の助五郎新太郎之手誉の説

按ニ北条五代記ニ委しくのせらり故又関東と以ふ名字ハ氏
家の内になし人志らぬまゝハ氏政の若君三人ありハ
らの為さるなきを人志らと記すなりハまことしからぬへし此記ニ
備彩天正二年氏政の弟何にてありなら氏直の弟とあらしとのみ
せよとなすへし

一永禄年中駿府にて矢の誉ある助五郎と称の元亀元年人
質に渡せし者遠其上説按ありし助五郎ハ天文十四年乙巳年
誕生永禄七年高野台合戦の誉二十歳同十三年猪野合
戦二十六才（天正十八年）韮山籠城四十六歳慶長五年庚子二月八日逝去
五十六歳法名一睡院殿宗円居士也此中説文あり氏政名
判年号なて助五郎軍兵を下知し合戦の働誉あり許の
文言と説按のことき写置者なし

一　永禄八年乙丑十月十日三浦ニおゐて小幡駿河守氏紀　受領安房守
合戦の次第如件
一　同十二年己卯月十二日　駿河守於三保合戦半
一　同十三年庚午五月十四日　駿河守至于狩野合戦半　御父三浦浄
心入道の感状三ッあり　此内永禄八年十月十日三浦ニて家
の父ニ同日同戦得武田感状あり　是皆元亀より家の
年号末代までの證文元亀の術あるよりも猶心の人
あらハねらふ家のさいはひ在の文字も抜て入へし
一　甲陽記ニ先年輝虎ハ上杉の郎従と一味し小田原へ働き
と云とも退ク時敗軍せられける　信玄ハのけ日本をも
思ひしと　わたし輝虎の働とハわかのすに次決し信
玄ハ實ニ侍ありてくきし小田原在家悉開まてきらさき退ク
時難心し甲州境迄到下来て追討せられたる事なれは
加へて判段せられたる方なき内へ小田原町を焼信玄ハ境さらと
通り平川之と右之足て湯本ニ謙を立たると記す　湯坂の
道を右ハ山右ハ谷川なるを上そハ通かたし　信玄湯本
ニ謙を立られるハ湯入の者を改させんため帰路ニ早
川を右ニ見るとて記すなるハ誠しかるへし　上野下野武
蔵下総の侍共一味し小田原へ働といへわかきの名とハ人
も謂法なる事なり類とあるまじき事歎ハ本も然もま
き届らぬ記なる次第にて　なき絶なる信玄小田原へ
働ハ氏康ニ逆心ありて國を乱すかる之れも氏康
武勇ゆゑなる故皆悉く浪人と成て氏康被官ニなる
實ニ八州を永久ニ安堵遂ましき證據ニあらすや

一甲陽軍鑑ハ高坂弾正といふ者にて武田家ら父の盛衰記
侍武篇の之類を集記す甲州侍ハ義理を立て死へき
事あれハ一足もひかす名をおしミ命をうしなひ君のため
忠功をつくしけるけなけなる事ハ異国のちんきいへともあま
むきき大名を記し感死する後漢の内の者共父の
末を書次くゝ甚六年同し天正十年の春織田信長公甲
州へ發向の風聞ありけれは其案年地頭へ部分の年貢を
出されけれ共ねかふに幸哉此度勇帥ともかへさんとの
志ありしめきあへりけれとも信長公の旗をいきみえね
とも南殿のいきおひにあかて西にある侍ハ妻子の方へ門
東へおもむく北の方ハ南へと算を乱し敗北せし備前ハ附
をけしる陣とも皇にいとゞ遺恨なるへしと甲府を出て

にけ落路にて天目山御人に害せられぬ信長公以ての外
ある侍の技おるへしと高札を立られけれハ諸と以
出るに甲州勝頼公後世の見せ志あるとて末人皆志ちり
首切られけるとなのりに記しけれハ澤正ゟ上下とエに
し書画なる武篇の之類ハ皆虚築と取て武田家の侍
家代末少勝頼者の行跡と甲州軍のかたみなし
後世のあさけりをうくる事ぞ弓矢の冥加より無しあらけれ
君子ハ仁義をもとし慈悲愛敬あるて武を守る
しくゝ国家をあさむるが大将の役也天地開闢このかた
信長にまさる大逆武将の悪侍中も及ぶ父を追
おし甲州をうちひ取おひを追放し孫とうは
の主を殺て逆罪をうのことを殺し親らをこの土

武士をいひあげてかぞふべからず

一 甲陽記に賢加王の金言をひろく集めて武田家の軍法
諸侍のおしへを一ツ書に上て記せる中に

一 父母にハいさゝかも孝すべからざる事 論語に曰父母に仕
ぬるは幾たびも諌めよと書たるを説るに信玄の
言葉をもちひざるを説ひて論語に従ひよりて取沙
其後父の罪あらバやせんと大事に及び世の悪名を記す
主君の恥をちんずるにいたりし恥辱多し

一 甲陽一巻に晴信公は家督する事父を追出する礼義
也其上御家督ハ大僧正にも成べしと云て剃髪し自
法性院大僧正信玄と号せしかのおとさきものと古人も言
職を以りいよしへ是に因しさ人ある兼平の将門ハ伯父
陸守府将軍平国香を討亡し下総国相馬郡に京を
立百官を召しつかひ自ら平親王と名付たり古今の官
賊悪名を残せり

一 甲陽二巻に曰信玄がごとく広き一間にいませ此後に向て
面々にくじをなかし我も不動に似たりやと問郎従おのおの
をして不動明王にも勝りたる姿と衆口同音におこ
たふ是をもむかし似たるものあり秦の始皇死て後太子
胡亥たり家老の趙高といふ者謀逆をたくむ然に我
威勢のほどをしらんとて鹿をさして馬といふ諸人
馬にてハなしと思へども趙高が威におそれて鹿をさして
馬といひしかバ是れにおそれ悪逆をなせる時の君也比の
威におそれたるハ古今のためしなり然るに信玄我が家

引云ひつゝ絶たり此又再見あらん人謹而よむべきなり
らずや史記にいふ人をしらずんハその友を見よといふ
此のあけ聞ともしらざる者石合とも此さま人信頼と
云へる悪説をいひそめたる家々の武勇を自ならず
作らず仁義にもそむきて合戦を批法する甲陽記見て何の
益あらん

見聞軍抄跋ニ曰
見聞集三十二冊ノ内ニ小田原北条五代ノ沙汰有是ヲ
抜出シ十冊ニ集ノ北条五代記ト号ス此外ニ残テ古今
ノ軍アリ重テ又拾ヒ集是ヲ見聞軍抄ト名付テ云ヽ

打出杭
頃日世にもてはやす井沢氏蛙説子の作られし武士訓を見れ
ば諸の武士のいましめにも成べき事のミ書かれし中に
刀剣の抜かけ気にあることをしへられて是刀ハかけ目の為
と申儀也此打合附打る事にて候と書れし事許して云道
具の為ハ必打るとも定めがたし地に抜きたれ鍔にて道具を
の打る事ハなきものに定とは如何目になるとも又鍔にて
なし多くなし地に打ともなき程其ハ打る事もなき事又
古来より十分の書ハなきものなれハ皆人書をとりて人情の
やとらし重ハよけれとも詩歌のうへ意味ようしハ用べきなり
なり井沢氏のいとしくあるからに臆なしれさやうに為
と抜ハ家の主代をも見ゝまゝしきも甚上端かくなる

道具ハ何ぞ銘あるべし作りなりとも一向の鈍刀と稀なる利刀ハ
其家の為にもならざるものなり
又反なる刀をば用ゆべし無反なるハ真直成しからずと書けし
半過して前又の段ハ各別刀ふ反なハなきものなり訓人
守る五六寸先の刀ふ三分そりより又六分ありてハ
合きれなり先をさハ無反刀より矢のごとし右の間の論
矢と論ずるは反するものと無りともふ少利なり
然るに何のあてにも叶ハざりたりとよられども人の云
ときれ其外の物合をもおもふは法年何うかなり
風流の云事なり
又鋒の緩く作りたるは銘あるにも見えしと云ふ本も切先
の働きと成て作りなれば太きことと云ふはあられざるかなず

随分手際よく作りあれハ銘と云ふ程ニ見えし見苦しき所よく
うしろに作らぬゆへなり
又茎柄を用ゐるハ血流しハ其の表にて入りて何しさと
云事計の儀ハ世俗に云伝言も銘ある事して見苦しく茎
八幡思ひとなりて甚だよき半の中に搦して草柄ハ先と
深くそへ一二返ぬりてもよし其家にハ血付雨にぬれても先へ
深く染しを上手の裏より巻付ぬとあれハ胡粉
ぐし又ハ外の薬なりとも銘あるに甚だ刃先の先も細ぬよし
銘に血付ハあしきと斗ハ只一通りと見えし其事の
吟味随分と懐に忠あるを作らぬゆへなり
又手数に用ゐられ切あつ射柄糸ふとものと書れ
し事也銘数にも及ざれば銘見えもうすと申く

なきより存ずらん 然る時ハ各流の名も附ぬ斗の差なるべし
只井沢氏其失を云とて田中にハぬけかゝると書れしハ
是亦味成べし 森田の此文ともの尓ハ讃あり早く成
日思ひハちかゝりし道ぬも平常用ひもうらしむ道し
又刀に入り角なまぎとしと申されしハ是に就て道と
用ゆらひとハ剣法と知れる人なりと書れしハ如何なり
あまり用ひ来るべし 頼みかゝり角の外ハ以伝とい上
人を斬も 杯内くハ遁る角なさゝと用ふとも道と付る斗
とれて剣法と知る人とは謂かるべし 今井沢氏の心を察
するに古人の名誉又ハ片山氏の術を切すきとし次年に
術の秘事と信し 夫ハ心を障となれし剣法と知る人
なりと一向に書れしなるらん 其後拐年漢字で学ひし文段

の意をは能知給へし 又和氏の武義も一流斗にかき
らさるゆゑも不知ち法なるへし
又目書に端始子の云 俗に剣術をもて人を衒(テラフ)者是術
の元祖何某ハ何とか神社に誓て奥義を授る 是神
あらわれて伝へのふをいひあるいハ夢想をうけて覚へなり
といひ又ハ禅法を学んで 秘術を得るなど云 是非
いずれもの山ゑ天狗に習ふといふ是皆大きなる偽なり神
明ハ一明法と云次心識なる時ハ心裏の神(ミヤウガ)人たる事あらん
らけて自得あるのミ 神明社なり 出頭ふすまは あふれいふ
像とあらるし 顔アて神為ハ何かしすして 其祇なるべし
又禅法を学んで 剣術をなうると云は 衆也 禅学者
剣術しあとは云べし 又天狗ハ鳥類也 異物 霊なる

人倫何の願しかなはすして天狗金花猫なとをまなんや
人ある人に伝へらるゝて心しき道なれとも是をあらはし
けるしとてかゝる事を奇妙し愚昧をあはれみし
兵法とむさほる深とせむかくも（某の事しきなりと
書れしける深しく云今世に云ふの剣術の元祖ハ皆年
月を術に心力をつくし夏秋修行の上に我極心に叶て
内家不のとかあり又霊仏霊社へ詣て我義術の
成就と祈られ神明きんの玉殿に感應ましまし
或ハ翁の姿老僧の容に現し又は神子神巫に託し
あるよりへて我妙の不をさとしあるかいはん是偏に
其人年来積功累徳のなす所の良知の神開発の
時節なやをと一明徳の神其誠によりて心裏の神舍

忽開けて自得するといふ所なるへし此自得ハ全く天神地
祇感應の教へ待まても彼神社とふて其人のよそわりなり大
刀のかまへ陰外しめ術を詳成失の理を諭り此ゆへにこそハ
立まし又右のたとし常に油断なく社頭にも何れ我
居ても其よ寝ての上をも忘し眠ても居るとんにハ夢にも
人も感應へし是他なし我こころより思ふ所に定て吾
子ハ夢ハはつきりとの事ハ日中にあらすとや申伝る
事しかとも夢にも虚夢実夢のかはりあるは常にある
事をみるは実夢也聖人は夢なしとひへとも孔子を
あるへからしさす時ハ聖人の道を修まはしとおかし
なからす周公旦を慕ひ夢に見給ひしとぞ其道を求る
志篤き時ハ聖人たちもかくのたとし其上夢をもりて

逃去る僧正か谷へあつまり平家をほろほすへき軍法定め
日々に太刀打の稽古又ハ組合早わさ抔して立木のゆう
飛なとし力付なとしてよわからぬ武を錬ひけるなるへし
然る後の所を荒たる山人に木陰谷境に見付ては不
見なれぬ異僧の法師姿なるあやしき髭男なとか太
刀々を横たへ右の所作をなしけらんは天狗の所為と
いふへき事也 又義経の勇なる事をかんし識の僧正か
きゝへ秘術を伝しも斗かるへし 彼人形と申さ
くひの後吉野山を落て南都の観修坊に忍ひ居給
ひし時彼風を被り陀の上より只一人にて切ぬけ
給ひし働ハ人力の及ひかたき不思議の天狗の所為とも
云へし 其外 檀の浦にて危き御味方の船へ飛ひ

うつりし働きも 皆鞍馬山にて錬せし所なりとん其
時代より今に至て諸人の人を懼かしいふに天狗を
親ひなし 彼今義経僧正坊とは親しく対面なしとも
彼谷にて出会給ふとも 又ハ寺中の大僧正武の族ハ
天狗とよはれて武人もあつまりしとよはれて秘密の諸合心の
ましなるへし 右将微妙の念を愚なるに似てつへ
くしきる事なるへし
又天狗の霊なる人論として何のうけたる事にて天
狗猫なとゝいふ者をうらやむとはまれ成事 人の万物の
長たるといふハ先祖の教へとなつけしうえ能々その
さる奥の水をくらされはさハ人の為にされ
すや紀を書き物書きとて此御世に川ては親帥と

すへきとて近代正阿弥寺訣と云者ありて年來捕術
鍛を好しける時我手飼の猫を愛するとて手足
を打中に抱て寝床に彼猫中々そこねたり終に其
背骨を打半なし其後猫の自然に掛る所をとえ
こらめ其より日毎に彼猫ときとしれて終に手捕を
けとり我家の主なる人に寓居しても何となく
地にふらふらしとき然は正阿弥ハあらひの手猫に
寄しめの術を得らは猶更当時に至りて名人の誉を得
年老も其猫の霊たる人倫の諸道まよりける人を在能
として人より人に傳ふる道出來たるは識にあり纔き
にあらすやさりとも見る時は諸流の祖師なし先和
神ならん天狗よりも猫荒ものあへりと無流と

傳へて我の字ありとなし其半ば末代武門の寶なりけるや然に
人より人に傳ふる所なりしは貴かりし事と定め難に
て少見なるへし傳ふ唐土の貨狄と云説ハ蜘蛛の糸
をたよりに水上に浮ふを見て舟を造り初めの筆始を
流し大敵とさしけるとを今に至りて彼船を以て戦
の旦をささ呉越の戦にも經来し海河の運送自然
となすなり倫に貨狄が智の賢才なとして其も一芸に
芸に蛛と師とされとも其蛛ハ毛の教たりとも知られ
なん是に於ても何ぞあるへき筆し
又飛脚ハ一眼極をきれのみ社より像と移りし出語りに
なしたるものあらハ神ならは如何にして野狐なるへしと
申すなる 神に佛像なきハ書畫の形の系に霊

て像なきハ又万物の像別神の浄像なるべし神ハ何
に成りけん元自在なるべし意を以て云ハ時々に西直
の縁ありハこゝ移ひにあらひ微に人畜等の像に
化して社檀より出現するもあるべし是また神徳
の自在にて又和光同塵の済度とも申べし万人
また正しき神を拝むとも野狐なれハとうたに念
るべし又まさとの狐と見ても其儘になる時によう
是神明の浄告と信して我身の吉凶を知る人もあるべし
邪魔なる人の貪愚邪正に依て利生ある事もあるべく
きことし古人も神ハ人の敬に依て威を増人ハ神の徳に
よりて運を添と云り然るに其度ハ識意を以て一向に
神ハ浄像を現し給ふ事なき道理とハ然ば又狐ハ

人の像となす事を怪にあり給ふハ万か其狐の手段と
をよく見るに怪なりけん事ハとにかく愚昧にて悪を識
るゆゑ給ふいまた神霊を拝ミまゐらするも同し又野狐に
もむかはれ給ハ給ふ狐の人となりしとも云すいつれ
知るよしハなけれとも狐なる事を弁して知り
給ハさらんやと信ずる事也是不学の故ならん若学
は博学にて能高上の理を説給へとも隠しもすまじば
自見を以て神明の威を落とやうなる事のたまへり
凡人としてハ鬼神の上をも評しかゝる只信じて敬
ふに益あるべし 伝聞西行法師勢田の宮に参て
神拝の時 何事のおはしますかはしらねとも
ありかたさに涙こほるゝと詠ひし事識神法を敬

にはとなへきたるにそ但此人をこそ愚なりとせん
や先聖は愚弟と敬して遠さかると云るは則これ
あそひぬるなるへし右の西行ハ頼人の忠臣なれハ文学
ハなるへきなるに頼朝一と世東国諸侍の時源家へ立寄
頼朝公へ對面ありしに取もすゝく文武弓馬の事とい
物語りし時の頼朝より人ものかたりしに将軍も名残と
おしみ給ひ白銀にて作りし猫を土産として給ひけるに西行
拝し受て門を出て後侍に給ひ去る事ことに見え
て奥へ下り給ひしとや元西行名を好むものあらハ好事
ゟ得し將軍之文寶を愛する心あらハ後に□
なさとらむハあらへからし故身名利の二つを
すてける人なりと古人も云傳ふ一世上将軍に對し

武事を談ずる徒の中にあらハ神明の守りもあらん窺ひ
かはらるれ侮りられとも何ぞ此おそらしまずとも志あると
論じ給ひしハなかなか此心なり当時の学者人事の上
さへあきらぬ筆端昭の妙理ハ知得らなく覚へ候ハ今
まて老荘の道理に和漢の書に古より明主賢将教
寺霊を取し人にも見えたるなれとも多く文字中に
古を拵へ異説をのされし例も所々にありあへれとも我
意を立傳きよの信敬にさへ其事を押かくし
家ひろく究微妙の神徳を云得し名字の中に禄を
求むる下心あるをそさくも傳きの高貴し又諸道を
始めて修めんにハまづ先哲の事を説ハ常之様にて
此道を作り出しかれと自分類已まに人見を能ひ

後士年中の識と捨ひ死に至るに及より高き識説させる
なれハ衰ふへき様なし諸人是をもて将棋の智識と
感しられとも宗桂を以つて良将ハ神に先立思ふ
先立とは是等の謂也近代の信長公も長篠合戦の
前に武田を誘ひ敗北させ勢進ませると見せ尾州桜
田の伏兵にて清胡の謀を志給ふも右の機の事とやいひ
かし給ひきん甚外甲州の信玄北越の謙信も軍の法
定とあれハあらひハ毘沙門堂又ハ氏の神なとへ参詣して
てもおのか嫁姫の備定あるも是等も神威とかり諸
人の志を勝と一致なさしめんとの謀也又大坂陣の節
武名を顕したる真田左衛門幸村我家にて軍法定の
御前の高段にて何事も定めんと欲し叶ふへき時ハ真田一

度の法事に向ひ此段大切の事なれハ惣大将に窺ひま
らんとし右の二段を書付密室に入我と父安房守入道
一徳斎の影像に香華燭を備へ誠書を捧けて祈て
札抽し取鬮を以て其鬮の事に両段の中と極むるや
是にてハ我も疑なく又両段云高下人心大将の信服なり
ぬと知法事は当家祖師の教なりとしいかなる事かなう
なし然とも何事も窺事と云にはあらぬ兼ての企
識に己を尽し将運を鬼神に窺ふ之為して我と
身ひけかに信て行ふ時ハたとひ天事に誠なくても
まさるにあつかられ徳ありし時代の人に智者あれとも
良将の心に其趣一成事と信せし当時孫を茂と
来るに俗儒の知る所にはあらぬ

追加

蟠龍子の武士訓は識に題号のおもし能教訓にて不学の士
の披覧やすき人にも気味を考へて和の事となすへきとの也
井沢氏其名博学にて大家に仕へて其名四方に聞
ゆ然るに此作の書文れ実に其中にあらしぬることもと
あらんか夫の武士訓にも刀剣の扱のことを教られても右道
のことあれは不審をなす人もあるとそ　又一向に　彼書を修する
る族も多し然に其書を揃へて一覧を遂ぬ其中
に武来てかく其書といふ見へしやと聞に其白く　然
教訓なりと彼人のいさめし　然らは少も心にかけ事なりや
と申すにかく　此書に志すは聖賢の全書名将忠臣
の行ひを以て本とすれは一として疑ふことあるへきやはし

返〳〵此道達人の識をも以かゝる筆にまかすへからすし
未にもて此れの詞あるは元祖後香を助けての詞とえ
給ひて子細に此事を申出様と名付る事此日我友の
方へ我の家所より来る客あり是をもて此段ハ是非
我をとゝめんとも及はす只ある旅を申さるへしと承
しかと筆をとれ別書の名をなれとのく

享保八癸卯七月十五日　倉田宗倫七十五歳書之